

神戸市中小企業等の店舗家賃負担軽減事業のお知らせ

新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小法人・個人事業主の営む店舗の家賃について、不動産オーナーが4月及び5月(2か月分)の1/2以上を減額した場合に、神戸市が減額総額の8割を補助することにより、店舗の家賃負担の軽減を図ります。

※現在、制度の詳細設計中であり、内容は変更する可能性があります。本市のホームページで適宜、情報を更新してまいります。

【事業の概要について(予定)】

1. 補助対象者 (※1)
次の要件をすべて満たす不動産オーナー(建物所有者等)の方が対象となります。
 - ① 新型コロナウイルス感染症による売り上げ減少などの影響を受けている市内店舗に対する家賃を減額していること (※2)
 - ② 令和2年4月及び5月の2か月分の家賃に対して1/2以上の家賃を減額していること
 - ③ その他以下の項目に該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項に掲げる者
 - イ 宗教活動及び政治活動を目的とする者
 - ウ 市税の滞納のある者
2. 対象店舗 (※3) (※4)
当該店舗に訪れるお客様に対して、物品の販売やサービスを提供する店舗であって、中小法人・個人事業主が営むもの。(オフィスや倉庫、作業所などを除く。)
ただし、下記ア～ウに掲げるものを除く。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項に掲げる者
 - イ 兵庫県知事の休業要請等に従わない者(休業要請等の対象施設に限る。)
 - ウ 市税の滞納のある者
3. 補助額
対象期間2か月分の減額総額の10分の8(1オーナーあたり最大200万円) (※5)
4. 申請方法
電子申請及び郵送による受付、銀行振り込みによる支給
5. 受付開始時期
5月中の受付開始を予定
6. 神戸市のホームページはこちらです。
<https://www.city.kobe.lg.jp/a31812/yachin.html>

○オーナーの皆様に対しては、本制度のほか、「持続化給付金」(経済産業省)や固定資産税の支払い猶予や減免、欠損金繰戻還付の対象拡大、家賃支払免除等により生じた損失の損金算入(国税庁)などの支援制度がございます。

これらの活用も視野に、店舗の家賃負担の軽減にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

(問い合わせ先)

神戸市総合コールセンター 電話078-333-3330

【補助対象者について】(※1)

Q: 不動産オーナーとあるが、転賃の場合は対象となりますか？

⇒ 建物所有者のほか、所有者から賃借のうえ、転賃している者となります。
なお、管理会社による申請の際は、委任状が必要となります。

【対象家賃の考え方】(※2)

Q: 4月・5月分の家賃をすでに支払いが終わっている場合も補助の対象となりますか？

⇒ 4月・5月分の減額相当分について、例えば、減額分を還付することや、6月・7月分の家賃を調整する場合なども補助対象と考えています。

Q: 複数の店舗を貸しています。すべての店舗で減額が必要ですか？

⇒ それぞれの店舗で2分の1以上を減額していただく必要があります。

【対象店舗の例示】(※3)

Q: 対象となる店舗は具体的にどのようなものですか？

⇒ 例えば、飲食店や理・美容院などの対人サービス、小売店などです。オフィスや倉庫、作業所は対象外です。

Q: 大手の店舗は対象となりますか？

⇒ 大手チェーンのフランチャイズ加盟店であっても、当該店舗の経営者が中小法人・個人事業主であれば対象とする予定です。

Q: 兵庫県の休業要請の店舗でないと補助の対象となりませんか？

⇒ 休業要請の対象施設に限りません。ただし、対象施設の場合は、休業要請や協力依頼に従っていただいていることが条件となります。

【中小法人の定義】(※4)

Q: 中小法人とはどのような規模か？

⇒ 中小企業基本法第2条の規定に基づきます。

業種	資本金	従業者数
① 製造業、建設業、運輸業その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下
③ サービス業	5千万円以下	100人以下
④ 小売業	5千万円以下	50人以下

サービス業のうち、ホテル・旅館は、中小企業信用保険法に定める旅館業の規定により、従業者数は200人以下となります。

【提出書類】(※5)

Q: 申請にはどのような書類が必要ですか？

⇒ 申請書のほか、減額についてオーナーと店舗とで合意した内容のわかる書類(覚書、合意書など)、誓約書等を提出していただくことを想定しています。様式等を作成し次第、公表させていただきます。